

異議申立書

2013(平成25)年 月 日

(宛先) 板橋区長

異議申立人

印

次のとおり異議申立をします。

異議申立人	住所		〒
	氏名及び年齢		TEL
申込児童名および年齢		児童名	年齢 歳
異議申立に係る処分		板橋区長の行った2013(平成25)年 月 日付の異議申立人に対する、申込児童を入所不承諾とする旨の処分	
処分があったことを知った日		2013(平成25)年 月 日	
異議申立の趣旨		異議申立に係る処分を取り消すとの決定を求める。	
異議申立の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる審査基準によって入所の承諾・不承諾の審査をしているのか明らかでない(行政手続法第5条違反)。 ・申込児童についていかなる具体的理由で入所不承諾となったのか明らかでない(行政手続法第8条違反)。この点、異議申立に係る処分にかかる通知書には、抽象的な理由の記載しかない。 ・児童福祉法第24条第3項にいう「やむを得ない事由」がないのに不承諾としている(児童福祉法第24条第1項本文違反) ・申込児童は「保育に欠ける」児童であるのに入所不承諾となると、保育を受ける権利を侵害され、入所承諾された児童との間での不平等が生じる。また、異議申立人らも保育所を利用する権利を侵害され、就労が困難になるなどして困窮する(憲法第13条、憲法第14条、憲法第25条及び児童福祉法第24条第1項本文違反)。 ・入所不承諾としているにもかかわらず、申込児童について「適切な保護」(児童福祉法第24条第1項但し書き)すらしようとしていない(児童福祉法第24条第1項但し書き違反)。 <p style="text-align: right;">以上</p>	
処分庁の教示の有無		(有) 無 (どちらかを○で囲む。)	
教示の内容		<p>1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、板橋区長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に板橋区を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが出来なくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。</p>	
その他関連事項		無	
添付書類		無	